

令和元年度指定居宅介護支援事業所集団指導	
令和元年 10 月 8 日 (火) 午後 2 時 00 分～	資料 4

案件④

連絡事項

- 令和元年度（前期）特定事業所集中減算に係る審査結果について
- 交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について
- 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について
- 介護支援専門員に係る留意事項について
- 居宅介護支援事業に関する質問票について
- その他

○令和元年度（前期）特定事業所集中減算に係る審査結果について

特定事業所集中減算に係る判定関係書類について審査を行いました。審査の結果、特定事業所集中減算を行う必要がある事業所はありませんでした。令和元年度後期の報告期限は令和2年3月15日となります。

詳細については、南部町ホームページに掲載してあります。

○交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について

平成28年4月1日から、65歳以上の方（第1号被保険者）が交通事故などの第三者行為を原因として介護保険サービスを受けた場合、保険者への届け出が必要となっています。担当ケースで該当する場合は健康福祉課までご連絡ください。

詳細については、南部町ホームページに掲載してあります。

○訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」の一部改正に伴い、平成30年10月1日より、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を当該居宅サービス計画に記載、市町村に届け出ることが義務付けられました。

該当する場合は、利用者へ居宅サービス計画を交付した月の翌月末日までに関係書類を提出してください。

詳細については、南部町ホームページに掲載してあります。

《提出書類》

- ①訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）
- ②居宅サービス計画（第1～7表）の写し
- ③基本情報（フェイスシート）の写し
- ④課題分析表（アセスメントシート）の写し
- ⑤訪問介護計画書の写し（訪問介護事業所から提供されたもの）

○介護支援専門員に関する留意事項について

これまで、介護支援専門員証の有効期間の満了日が近づいた方に対して、県から更新研修の案内が郵送でお知らせされていましたが、今後、対象者個人宛での通知を行わない予定とのことです。

介護支援専門員の更新研修は年1回ですので、各自、県のホームページを確認し、研修の受講漏れがないように留意願います。

主任介護支援専門員の更新についても同様です。

○居宅介護支援事業に関する質問票について

居宅介護支援事業の報酬基準等について疑義があり質問したい場合には、次頁の質問票によりご質問くださいますようお願いいたします。Fax、電子メールにより提出してください。質問の回答には1～2週間の時間を要しますがご了承ください。

居宅介護支援事業に関する質問票

南部町 健康福祉課 介護保険班 行

(F A X : 0178-76-3904) (E-Mail : fukushi@town.aomori-nanbu.lg.jp)

送信日		
事業所名		
質問者氏名		
連絡先	電話	F A X
質問事項	について	
質問内容		
質問者の見解 及びその根拠		
質問に関連する 法令・通知等		

※回答には1～2週間程度時間を要しますが、ご容赦ください。